

福祉多元主義のゆくえ

——利用者主体の福祉改革と新自由主義的改革の動向をめぐって——

河 野 真

I 福祉改革アプローチ

1. 福祉多元化への収斂

福祉のあり方についてはこれまでさまざまな議論が繰り広げられてきた。福祉国家システムを尊重する立場は官僚主義的な手続きなど公的福祉に見られる欠点を改革すべきことを主張するが、反国家福祉的な立場からは福祉国家の基本的原理に対する攻撃が繰り返され、公的福祉供給の縮小が要求されている。政府の失敗と市場の失敗に注目する立場は、資本主義体制における社会保障制度や社会主義体制下の市場経済システム等、国家と市場の補完的関係に立脚する混合経済体制に解釈を見出そうとするかもしれない (Pinker, 1992)。同じような観点からは、国家と市場の妥協というよりはむしろウォンタリー活動により力点を置いた主張がなされる場合もある (Evers, 1993; Gladstone, 1979; Hadley and Hatch, 1981)。国家サービスの官僚主義的・権威主義的な側面は、利用者に国家サービスへの否定的な反応を起こさせ、このことが福祉領域における国家責任の残余化と業務の民営化への支持につながっていく可能性がある。しかしながら利用者の失望はまた、利用者の参加と権限の増大 (empowerment) を伴う公的福祉活動の改善を促す運動に結びついていくかもしれない。

ミラー (Miller, 1988, p. 385) は福祉改革アプローチの四つの類型を提示した。

(従来の福祉国家システムを)擁護し、そのあり方を改良しようとする立場 (defend-and-change model) は、分権化と参加を伴う平等、階層の平準化、充分性といった目標を以前にも増して重視する。(より急進的な左派) 改革論者 (transformationalists) は、地方自治や利用者による自主管理制度の発展に多くを期待するし、社会統合論者 (social integrationists) は個人間の連携を重視する。しかるに民営化 (privatization) 支持者は、民間市場の役割を増すことによって費用の削減や選択の拡大が実現することを期待する。

これらのアプローチが最終的に目指すものはそれぞれ異なるが、各福祉セクター (公的セクター・ウォンタリーセクター・市場セクター・インフォーマルセクター) の弱点を克服することが必要であるとの認識は共通しているように思われる。すなわち福祉改革アプローチは、方法論には大きな隔たりがあるものの共通の課題に焦点を当てていると言えよう。ミラー (Miller, 1988, p. 377) はそれらの課題を、費用と効果 (cost and effectiveness), 組織と実践 (organization and performance) そして分配と財政 (allocation and finance) の三つのカテゴリーに分け、例えば組織の問題については、一層の参加、地方自治、柔軟性、相互性、自発性を促していくことに対して一般的な了解があると述べている (Miller, 1988, p. 385)。

ギルバート (Gilbert, 1983, p. 169) は、サンジ

カリズム社会主义 (syndicalist socialism) と古典的資本主義が、地域活動への市民参加、ウォンタリー組織やインフォーマル組織、また地方分権や自助活動の優れた点について広くその見解を一致させていると指摘する。左右両派の福祉改革論者は多くの場合、過度に集権的・官僚主義的に組織され、非効率で迅速な対応を欠くこと等に代表される公共サービスへの否定的見解を共有している (Johnson, 1987, p. 176; Pierson, 1991)。それゆえ近年見られるウェルフェアミックスの変化はほとんどの場合、福祉供給に関する国家の直接的役割を減じ、より多元的な体制を指向している (Hatch and Mocroft, 1983, p. 2; Pijl, 1994; Walker, 1992, p. 2)。福祉改革論者のイデオロギー的観点はそれぞれ異なるが、より多元的なウェルフェアミックスのあり方を目指すことについては意見の一一致が見られ、福祉システムの多元化は不可逆的なプロセスであると見なすものさえある (例えば Svetlik, 1993, p. 48)。

2. 二大潮流

ウェップとウィストウ (Webb and Wistow, 1987, pp. 84-6) によれば福祉多元主義アプローチには、国家サービスのあり方について二つの異なる捉え方がある。一つは、既存の四つのセクターが法制サービスやその外側での活動を通して社会的ニーズに対応する現状のウェルフェアミックスの形態を支持し、福祉システム全体がより効果的に機能するよう国家はその枠組みの中で他セクターの活動を調整し援助する役割をも果たして行くべきであると考える。もう一つのアプローチは、伝統的な福祉システムのあり方は不適切であり、国家に代わるフォーマルサービスの主要な供給者を見出そうとする。両アプローチはともに公的福祉の欠点を指摘するが、それを克服するための解決法は全く異なるのである。前者はウェルフェアミックスを、公的セクターとその他のセクターの積極的な協力関係を引き出し、それらのよりよい組み合わせを追求するものであると見る。後者は、公的福祉を他のセクターの活動によって置き換えることを求める。こうした立場の下では公的福祉

の改善は意味を持たず、公的セクターが担う役割の一層の残余化が要請されるのである。

ウォーカー (Walker, 1992) は西ヨーロッパにおける近年の介護サービス供給の動向を調べ、施設介護を縮小させていくとする傾向は一般に認められるものの、各国の福祉改革政策にはそのねらいと改革のスピードや範囲に極めて大きな違いがあることを見出した。こうした違いは各政府の異なる政治イデオロギーが反映した結果であると分析されている (Walker, 1991, p. 39)。ジョンソン (Johnson, 1987, pp. 60-1) によれば、左派多元主義者は参加型福祉に大きな価値を認めサービス利用者に対するより迅速で慎重な対応を目指すが、右派は福祉多元主義を政府の役割を減少させるために政治的に利用しやすい方策であると見なす。このように福祉改革がもたらす結果は、仮に多元主義的手法が共通して用いられたとしても国家のイデオロギー的志向の違いによって大きく異なり、それらは少なくとも二つのカテゴリーに分類することができる。公的サービスの残余化戦略は、公的サービスを縮小し商品化することで福祉供給に伴う国家責任を最小化することを目指す。一方サービス利用者の参加と権利を拡大しようとするより利用者主体のアプローチは、公的福祉サービスは公正な社会を追求する上で、また人々の権利を護る上でとりわけ重要な意味を持っており、それゆえあたかも工業製品のように簡単に商品化したり生産量を落としたりすることはできないと主張するのである (Evers and Wintersberger, 1988, pp. 392-3)。

II 利用者主体の改革：権限付与を伴う 参加の促進

1. 利用者主体アプローチの成立要件

(1) 公私役割分担の再検討

利用者主体の多元主義アプローチは、公的福祉の民営化や残余化とは異なる方法で各セクターの役割を改善していく手立てとして福祉多元主義を位置づけている訳であるが、それを成就させるためには、ウェルフェアミックスを構成する各セク

ターの境界線の引き方を再検討し、それらの新しい結びつきを考えなければならない。例えば、社会的領域と私の領域の間に自助グループと社会的プロジェクトの共同事業を企画することや、隣人同士の助け合いを組織化したネットワークをフォーマルとインフォーマルの中間的な領域において作り上げること、あるいは国家と地域の新しい協力関係を福祉領域に構築すること等を検討していく必要がある (Evers, 1993; Evers and Wintersberger, 1988)。エヴァース (Evers, 1993, pp. 25-6) は、要介護老人の生活の質を高めることなど複雑な福祉ニーズを満たすために多元主義的改革は、家族や地域といったミクロレベルでのサービスの統合により多くの注意を向ける必要があると述べる。ただし現実の社会には、複合的な性質を帯びた小規模な福祉組織がすでに多数存在する。したがって民主的多元主義アプローチに与えられた主要な課題の一つは、新たに革新的なサービスを開発するだけではなく、そうした既存の組織を調査しそれらを育成、発展させていくための環境整備を行っていくことにあると言えよう。

福祉供給者の新規参入に伴い福祉システムはより複雑化・多様化していくと思われる。ところがこうした福祉システムを公的組織が単独で管理することはすでにその能力を超えており、福祉システムにはより民主的な管理運営方法が必要であるとの指摘がある (Sinclair *et al.*, 1990, p. 382)。国家が民間の組織を引き続き排除し続けることで充分な管理規制的效果が得られない場合、特定の社会集団の福祉が脅かされるような事態を招く恐れがある (Svetlik, 1993, p. 48)。また、福祉サービス供給における民間団体の役割が大きくなるにつれて、民間団体からの調整的役割への参加要求も強まってくるだろう (Svetlik, 1993, p. 38)。こうした状況をいかに集約していくかが問題であるが、ジョンソン (Johnson, 1993, p. 62) は福祉システムの監視と規制のための枠組みを提供することやサービス水準を測定するための基準作りを国家は急がなければならないと述べている。

(2) 利用者参加の促進

公的セクターやその他のセクターの役割を改革

することと並んで福祉サービス利用者の参加を促進することも、利用者主体の多元主義アプローチにとってはとりわけ重要な課題となる。ベレスフォード (Beresford, 1988) は、サービス供給者と利用者の関係を、利用者のサービス供給システムへの参加の度合いによって三つの段階に分けた。利用者の参加が不活発な段階では、彼らにとって重要なのはサービスに関する情報の収集だけである。ところが社会サービス分野における市場活動が活発になるにつれ市場サービス利用者は徐々に消費者として見なされるようになり、利用者と供給者の関係は消費者主義的になっていく (consumerist approach)。さらにサービス利用者の力が強まり、権利としてサービス供給計画に参画したりその資源を管理することができるようになれば、より利用者中心のサービス供給環境が整えられることになる。利用者と供給者のこうしたあり方は、民主的アプローチ (democratic approach) と呼ばれる。ウォーカー (Walker, 1995) も福祉サービスの利用者と供給者の関係を、官僚主義モデル (the bureaucratic model), 消費者主義モデル (the consumerist model), 権限付与モデル (the empowerment model) の三つの段階に分けたが、ベレスフォードとは異なり福祉領域における消費者主権の確立には懐疑的であり、消費者主義モデルは一見すると権限付与モデルに近い様に見えるが、その実態は官僚主義モデルに近いと述べる (Walker, 1995, p. 23)。福祉領域において市場原理は正常に機能するとは限らず、それゆえ利用者の選択と権利は保障されると限らない。したがって消費者主義モデルは本質的に、利用者の権利を追求する権限付与モデルとは異なる。市場において消費者が効果的な選択行動をとれず、消費者としての権利を主張することが阻まれている場合、供給者は力を独占的行使し、サービス供給の全プロセスをコントロールすることができるるのである (Forder *et al.*, 1996; Johnson, 1993; Walker, 1992; 1993; 1995; Wong, 1991)。ウォーカー (Walker, 1993, pp. 139-40) は高齢者福祉の領域における市場型サービスの実態について次の様に説明する。

施設介護は通常、インフォーマルケアが破綻したことによって急遽必要になるが、その際人々にはサービスをより好みする時間的余裕は残されていない。……地理的所在や待機を要する期間、そして支払能力といったことが理由となって利用者が民間施設を選択する幅はきわめて限定されたものになる。……(そのうえ)急速に成長した市場セクターのサービスは、後期高齢者人口と比べ介護ニーズがそれほど高くない前期高齢者人口向けに偏っている。痴呆性老人や管理しにくい高齢者がしばしばその対象から外されるように、利用者の選択肢は民間施設が定めた入所条件によっても制限され得るのである。……民間施設は比較的障害の軽い高齢者を選別し、重度の障害を持つ高齢者は公的セクターに残される傾向がある。

利用者主体の福祉多元主義アプローチが、福祉サービスの官僚主義的な運営方式に対する批判を一つの契機として誕生し、潜在的な選択肢の一つである消費者主義モデルに上記のような欠点がある以上、利用者主体アプローチによって目指されるのは権限付与モデルの実現となろう。ジョンソン (Johnson, 1993, p. 64) は利用者に権限を付与するための前提条件として、福祉資源をコントロールできるほどに利用者の力を高めること、地域の構成員全員をカバーすること、サービス専門家の態度や取り組みを変えていくこと、そして支払い能力を持たない人々の権利が市場の中で大きく奪われていることについて認識が共有されること、を挙げている。ウォーカー (Walker, 1995) は、権限付与モデルに基づく福祉システムの特徴として、ユーザー主体 (user oriented), 迅速な対応 (responsive), ニーズ主導 (needs-led), 分権的 (power sharing), 見直し可能 (open to review), 変更可能 (open to change), 結果重視 (outcome oriented) を挙げ、高齢者介護領域に権限付与モデルを確立する場合、以下に示すような取り組みが必要であると述べている。(1) ケア・サービスのニード測定や供給決定メカニズムの中心に利用者や利用者の家族介護者を組み込み、(2) ケアを調和のとれた包括的なものにし、フォーマル

部門およびインフォーマル部門の介護者が協力関係の下で業務や意思決定を分担することができるよう、フォーマル・サービスの組織と運営を改革する。(3) インフォーマル・ケアの担い手のニーズを、高齢者のニーズと同じ優先順位を持つものとして重視する。そうすることで介護者の肉体的・精神的負担は軽減され、介護者と要介護高齢者的人間関係は良好に保たれ、インフォーマル・ケアはより効果的なものになる。(4) フォーマル部門におけるサービス従事者の養成や再訓練の主眼が、自律的な専門能力や主観的判断能力を養成する従来のあり方から、利用者との協働や地域における参加活動を促す能力を養成することへと転換されなければならない。また、(5) ケア・サービスの供給原理を、短期的・応急的なニーズへの対応だけではなく、長期的な予防措置、例えば高齢者の不必要的依存や介護関係の破綻を防ぐようなものへと捉え直すことが必要である。(6) こうした利用者参加方式は安上がりな選択肢ではなく、時間や費用のかかるものであり、その実現にはより多くの資源が投入されなければならない。

2. 利用者主体アプローチの限界

これまでの検討からも明らかな様に、利用者主体の福祉多元主義の実現は容易なことではなく、福祉に対する認識を大きく転換させる必要がある (Evers and Wintersberger 1988, pp. 401-2; Griffiths, 1988; Walker, 1992, p. 33)。すなわち利用者主体の多元主義アプローチは、サービス提供者主体の供給体制からニーズ主導型のそれへの転換を意味し、利用者は単なるサービス受容者であるばかりではなく、サービス生産者としての役割を果たすことも求められる (Allen, 1983; Bayley, 1980; Twigg and Atkin, 1991; Walker, 1992; Wenger, 1984; Whittaker and Garbarino, 1983)。また、民主的多元主義をめぐる議論の中で国家は、その役割を減じるのではなく、サービスの生産や規制・監視の枠組み作りにおける役割を質的に変えていくことが期待されているのである (Evers, 1993, p. 26)。

民主的に福祉多元主義を追求していくとする

こうしたアプローチにさまざまな弱点があることは想像に難くない。例えばこのアプローチは地域主義を強調するあまり福祉サービスの形態と水準についての地域間格差を拡大する恐れがあり、結果的に異なる地域に住む人々の間に新たな不平等を生み出すことになるかもしれない。利用者主体の多元主義アプローチにはまた、財政抑制主義者によって福祉支出削減のためだけに利用される危うさが付きまとうし、福祉の残余化戦略に利用された結果、権限の委譲を伴うことなく福祉サービスの供給責任が公的セクターから他のセクターへ転嫁される恐れもある (Miller, 1988; Walker, 1992)。福祉多元主義アプローチに付随するこのようなリスクは、ウォーカー (Walker, 1995) やジョンソン (Johnson, 1993) が上で指摘したようなサービス利用者の権利強化を達成するための諸条件を満たすことによって、少なくとも理論的には解消することができる。ところがその成否は、支配的な政治的イデオロギーや国家と民間組織あるいは中央政府と地方自治体の福祉領域における力関係によって大きく左右される。中央政府や地方自治体と民間組織が同じような価値観を共有しているならば、民間組織が福祉サービスを自主的に管理する可能性は大きくなるだろうし、民間組織の力が強ければ、それらに任される規制的役割も大きなものになるだろう。ところが、福祉多元化を促す動機が公的責任の残余化や経費削減を目的とするものであった場合、福祉多元化は市場セクターの発言力や役割を増大させることにはなるかもしれないが、利用者参加システムや利用者利益の擁護機構を設立することには繋がらない。さらに、利用者主体のアプローチは、新自由主義的アプローチの対極に位置するパターナリストティックな、伝統的福祉国家理念とも抵触する恐れがある。利用者主体の福祉改革を実現させるためには少なくとも前提として、優れた実践例の積み上げや利用者主体の福祉改革に対する（例えば高齢者団体などからの）組織的な支持が必要となる。さらにそれらが圧力要因となって、政策当局から権限付与モデル導入への同意が引き出されなければならないのである (Svetlik, 1993; Walker,

1992; 1995)。

III 新自由主義的改革：民営化を伴う残余化戦略

1. 新自由主義的改革の政策目標

「福祉国家の危機」以来、社会政策や福祉のあり方を巡る価値変革が生じており、「自由」と「平等」の捉えられ方にも変化が見られる。選択の自由を確保することはより重要視されるようになったが、集産的な公的サービスを通して平等を追求することへの関心は薄れてきているようである (Evers and Wintersberger, 1988, p. 403; Svetlik, 1993, p. 46)。公的セクター以外のサービス供給者への過度の依存はサービス利用者間の不平等を広げる恐れがあるが、こうした方向に向けた政策転換がいくつかの国では実際に行われている。その背景には明らかに新自由主義政治勢力の台頭があり、サービスの民営化と公的福祉責任の残余化によってこの政策転換が追求されているのである。

新自由主義主導の福祉改革は、サービス利用者の参加や権利の拡張を促すことなく福祉供給への公的責任やその業務を他へ転嫁する一方、国家権限の強化を図ろうとする (Clarke, 1995; Glenister and Le Grand, 1994)。クラーク (Clarke, 1995) によれば、保守党政権下英国では、福祉領域における国家権力が次のようなプロセスを経て再編強化されてきたとされる。(1) 国家は監督、契約、監視、査察等の手続きを通して私的機関にその福祉供給業務を委託し業務執行に係る権限を付与した。(2) この措置が取られたことの狙いの一つは、福祉国家システム内で影響力を行使してきた公務員である福祉サービス従事者 (bureau-professionals) の権限を削ぎ、国家の統制下に置くことにあった。(3) 国家はさらに、公務員サービス従事者が自主的に業務ならびに財政的な達成目標を課し、それに向けて努力するためのプログラムを設定するよう促した。公務員サービス従事者を新たに形成された準競争的・準市場 (quasi-market) 的な体制に組み込もうとした

訳である。(4) 公的サービスに携わる団体はより多様になり、直接サービス供給者、準自立的(semi-autonomous) 団体(trust)，さらにはこれらの組織からサービスを購入し(purchasing)それを提供する団体等から構成されるようになった。(5) その結果、国家は直接的なサービス供給者としての責任を軽減させ、経営主義的(managerialism)な観点の下、より多元的で市場的な福祉供給体制を形成することに成功したのである。英国ではこのように、ウェルフェアミックスの再構築を通して権力関係に変化がもたらされた。国家は現業レベルでの公務員サービス従事者の力を減じ、業務委託を通して一定のコントロール下に置くことができるようになった私的機関の参入を促すことで、福祉システム運営に関する権限を拡大強化していったのである。

近年における多元主義的改革の主流は、英國の事例に見られるように、福祉サービス供給に関する公的責任の残余化と公的部門によるサービス供給体制の管理強化を目指している。エヴァース(Evers, 1993, p. 26)は、こうした流れは歴史的に達成されてきた平等主義的な社会権や民主主義を脅かしていると警告する。残余化された国家責任は、他のセクターに引き継がれるとは限らない。それゆえ、サービスのさらなる不足、サービス供給の混乱、社会的排他主義の一層の強化、といった問題の生じる恐れがある(Svetlik, 1993, pp. 35-6)。福祉分野における公的責任の縮小は、他のセクターの欠陥を顕在化させ、家族の責任を一層強調することにつながるだろう。また、匿名性、個人のプライバシー、そして尊厳に対する配慮はサービス利用に際してあまり顧みられなくなると思われる(Miller, 1988)。

不平等の拡大や国家責任の縮小に加えて、より安上がりな福祉を追求することも残余化戦略にとって重要な政策目標の一つである(Johnson, 1987, pp. 62-3; Walker, 1993, p. 149)。その背景には財政的動機とともに福祉国家政策を圧縮することで、すでに私的サービスを受け、公的サービスの充実に伴う増税を嫌う中産階級からの支持を取り付けようとする政府の意図がある(Glennester and Le Grand, 1994; Esping-Andersen, 1990)。英國ではそれゆえ、福祉サービスの民営化は住宅供給や施設福祉、所得保障など市場メカニズムが働きやすい領域と並んで、医療や教育等中産階級が高く価値を置く分野において特に顕著であった(Glennester and Le Grand, 1994)。ただし福祉支出の削減や中産階級からの支持の取り付けは重要な目標ではあったものの、残余化・民営化戦略において最も高い優先順位を与えていた訳ではない。近年保守党政権下の英國で行われた福祉改革は、政府の広範囲に及ぶ積極的な介入を必要とし、結果的に社会支出の増加を伴った(Taylor-Gooby and Papadakis, 1987; Walker, 1993)。例えば市場型福祉サービスの消費者の購買力を高めるために保守党政権は、現金給付や補助金、サービス料金の払い戻し、さらにはバウチャーの支給を認めたのである(Minford, 1991)。保守党政権の公的福祉への嫌悪感は残余化政策を生み出したが、これは社会支出を削減するという別の政策目標を犠牲にすることで実現されるに至ったのである。

2. 残余化

(1) 選別的規則

ウェルフェアミックスを再構成し国家責任の在り方を転換させるため、新自由主義勢力によって多様な政策が導入されたが、これらは福祉供給における国家責任の残余化と民営化に集約することができる。本稿における以下の部分ではまず始めに、残余化の問題について見ていくことにする。福祉供給に関する公的責任を極力小さなものにするには、公的福祉サービスの受給者を他のいかなる方法をもってしてもニーズを満たすことができない人々に限定しなければならない。そのためには、人々のサービス申請を拒否したり現在のサービス利用者を公的福祉から排除するための選別的な規則が必要になる。これら選別的規則はサービス利用希望者とその家族の所得や家庭介護の可能性を調査し、彼らに充分な所得があつたり介護に携わることのできる家族がいる場合、公的扶助や公的介護サービスの申請を拒否したりその支給を

中止する。公的福祉が適用されるための必要条件がどのようなものになるかは政府の判断に任せられており、理論的には複数の選別主義的原則を組み合わせることで（例えば、低所得であることと家族の支援が見込まれないことを合わせて条件にすることなど）公的福祉供給をさらに残余的なものにすることができるのである。

この様に、公的福祉サービスの利用者の範囲は政府の定義によって変えることができ、厳格な選別的規則を適用することで利用者をごく小さなマイノリティーグループに制限することができる。ミシュラ（Mishra, 1981, p. 101）は福祉の制度的モデルにおいてサービス利用者は「市民」一般であるが、残余的モデルにおいてサービス利用者は「貧民」('paupers' or 'the poor') であることを指摘する。資力調査に代表されるように、選別的規則はしばしば公的福祉サービス利用者に屈辱感を与えるが、このことも人々を公的福祉から遠ざけることに役立つのである。選別的規則はおそらく残余的福祉を追求するために最も効果的な手法であろうが、あまりにも露骨な差別的性格ゆえにしばしば厳しい批判の対象とされるため、その活用には限界がある。それゆえ残余化戦略の遂行には、その他の政策オプションも用意されていなければならぬのである。例えば公的サービスの水準を低位に押さえことや利用に伴う複雑な官僚主義的手続き、そしてサービス利用者の権威主義的な取り扱いもまた人々を公的サービスから遠ざける手段となる（Seldon, 1985; Wong, 1991; Yu, 1994）。

（2）利用料の徴収

制度的モデルにおける福祉財源確保の手段は主として課税によるが、残余的モデルのそれは利用料の徴収や寄付が軸となる（Alber, 1988, p. 452; Korpi, 1983, p. 191）。課税に基づく財源確保とりわけ直接税によるそれは、累進的な再分配を達成させやすい。利用料の水準や徴収方法が適切であり、利用料徴収による歳入の増加が公的サービスの再生産に確実に投下されるのならば、徴収制度は不公正なものとはならない。しかしながらこうした前提条件が満たされない場合、利用料の徴収

による再分配効果は期待できず、制度の持つ逆進的性質が露呈することになる。理論的に言えば、公正なサービス供給を実現することも徴収制度の重要な目標の一つではあるが（堀, 1987; 大野, 1994），全ての徴収制度がそれを追求している訳ではなく、公的福祉残余化のための一手段として利用されることもある。利用料の徴収は、場合によっては専ら富裕層を対象とし、そこで得られた収入がサービス改善のために集中的に投資されることもあるが、逆に低所得層グループにもかなり高額の料金が要求されたうえ、そこでの収入がサービス改善とは別目的に流用されることもありうる。サービスの無料供給はサービス資源の乱用を招く恐れがあり、利用料の徴収はその予防に役立つかもしれない。しかしながら利用料の徴収は同時に、公的福祉支出を切り詰めることや、人々に公的サービスの利用を誇めさせ自助に向かわせることを狙って行われる可能性もある（堀, 1987, pp. 73-6; Judge and Matthews, 1980, p. 31; 大野, 1994, pp. 47-8; Parker, 1980）。このようにサービス料の徴収は運用の仕方次第で、公的福祉サービスから利用者を締め出すことにも利用できるが、選別的規則をはじめとした上記手段と比較すればより多義的かつ間接的であるため利用者の抵抗を小さなものに止めることができるのである。残余化戦略の下では多様な公的サービスに料金が設定され、それらが市場サービスの価格と同様の水準に到達するまで徐々に引き上げられる。公的サービスと市場サービスの価格が等しくなれば、公的サービスの利用希望者が減るばかりではなくサービスの民営化が容易になるからである。

3. 民営化：公的責任の転嫁と市場志向の強化

さて次にサービス民営化の検討に移ろう。民営化は福祉に関する公的責任が他のセクターに転嫁されるプロセスであると考えることができ、広い意味でウェルフェアミックス内の公的セクターから他のセクターへの重心の移動として捉えられる（Johnson, 1993, p. 52）。ただし民営化はその過程でさまざまな形態を取る。例えばクラーク（Clarke, 1995, pp. 4-5）はそれを、（1）公的福祉施設

の市場あるいはボランタリーセクターへの売却、(2)公的セクターとその他のセクターの境界をあいまいなものにすること、(3)公的セクターの責任をインフォーマルセクターへ転嫁すること、の三つの段階に分けた。ティトマス(Titmuss, 1974, pp. 30-1)の福祉の残余的モデルは、個人のニーズが市場と家族の二つの回路を通して満たされることを前提としており、これら二つの供給源からサービスの提供を受けることができない場合に限り、一時的に社会福祉サービスが提供される。これら二つの回路こそが公的セクターの縮小された福祉責任が転嫁される先なのである。

民営化は単に福祉セクター間の境界を再定義し非公的部門の役割を大きくすることだけを目的として行われるのではなく、福祉サービスの本質的な意義を変えてしまうことをも狙いとしている(Walker, 1984)。民営化の市場化(marketization)プロセスの中で福祉の商品化傾向は助長され、セクター間やセクター内における競争の激化は各セクターをより効率優先的にしていく(Clarke, 1995, p. 5; Johnson, 1993, p. 52)。英国での事例に見られたように、公的福祉の運営には経営主義(managerialism)的手法が導入され強化されていった(Clarke, 1995)。市場機能を重視することが社会政策の正統な慣行と見なされるようになり(Evers, 1993, p. 11)，経済的基準が公的福祉の運営や意思決定を導く指標としてより重視されるようになる(Miller, 1988, p. 374; Pinker, 1992, p. 11)。これら福祉領域における価値システムの変化は、市場組織の福祉供給システムへの参入を促すであろうし、ボランタリーセクターへ経済的基準を押し付けることにもつながる。経済効率が公私両部門の提供する福祉サービスを評価する中心的な基準となれば、市場型サービスの長所は一層強調され、人々の評価も高まるであろう。公的サービスは逆に、経済的非効率性を今以上に厳しく指摘され、その結果利用者の評価も大きく低下するかもしれない。経済的非効率、勤労と貯蓄に対する負のインセンティブ、責任感やコスト意識の欠如、そして過剰な需要を喚起する傾向などが公的サービスの欠点として認識され、最

終的に公的サービスは社会的な負担として見なされるようになるのである(Yu, 1994; Walker, 1984; 1990)。

民営化のプロセスを通してウェルフェアミックスを支える価値システムはより市場志向を強めていくが、さりとて市場セクターが完全に公的セクターにとって替わる訳ではない。市場型福祉はあくまでサービスを購入できる人々のみを対象とするため、それがカバーする範囲には自ずと限界があるからである。サービス利用者の購買力を高めることで市場型福祉の範囲をある程度広げることはできる。ただしこの措置は追加的公的支出を必要とするため、新自由主義に依拠した福祉改革の下では長期的に実施され続けるとは思えない。それゆえ市場化を補完する措置が公的福祉供給の民営化を達成するために用意されなければならない。民営化政策が福祉供給に関する国家責任を転嫁する先として、インフォーマルセクターにも多くを期待する理由の一つはそこにある。もちろん市場型福祉の限界を補うことだけを理由に、インフォーマルセクターはその重要性が強調されているのではない。インフォーマルセクターによる福祉実践は安上がりなサービス供給手段として公的支出の抑制に好都合であるばかりでなく、新自由主義国家のイデオロギー的志向、例えば伝統的家族システムの維持を図る家父長制への支持等、にも適合する(Chiu, 1991; Fitzgerald, 1983; Walker, 1991)。

福祉の領域における国家責任の残余化は、国家権力の弱体化や市場やボランタリーセクターあるいは公務員サービス従事者への権限委譲を直接意味せず、むしろそれらの管理強化を伴う場合もあることはすでに述べたが、家族の福祉的役割が拡大される場合にも同様のことがいえる。クラークとニューマン(Clarke and Newman, 1997, pp. 28-9)は、1980年代以降英国では、国家責任が家族へ転嫁されることに伴って、国家はそれまで以上に各世帯を監視・監督するようになり、そのあり方に介入するようになったと述べている。例えば児童支援法(the Child Support Act)は、親子関係を国家が調査・監督する装置としても機能す

るようになつたし、非行少年の親を告発する制度の導入は、家族関係を司法プロセスに従属させることになった。コミュニティー・ケア政策は、単に家族の介護責任を増大させたばかりではなく、インフォーマルな介護活動を国家による監督・査定・評価の下に置くことになった。保守党政権下英國で導入された民営化政策は、国家の福祉供給に関する責任を残余化させたが、転嫁された国家責任が他のセクターにより遂行されるよう監視・強制するための国家の権限は、むしろ拡大されていったのである。

4. ワークフェアの強化

最後に新自由主義的改革における福祉と経済の関係について見ておこう。ジェソップ (Jessop, 1994) は伝統的なケインズ福祉国家 (Keynsian welfare state—KWS) に対立する概念として、サプライサイド経済を基軸とし、技術革新を通して国民経済の競争力強化を図るシュンペーター勤労国家 (Schumpeterian workfare state—SWS) を提示した。SWS は、この目的を達成するため社会政策を抑制するだけではなく、経済政策に従属させるべく社会政策を再構成しようとする (Jessop, 1994, pp. 24-8)。福祉は切り詰められるばかりではなく、労働市場の流動化を促すため、また企業の競争力を高めるために利用されるのである。SWS 体制下 (あるいはポスト・フォーディズム体制下)，労働者は安定的雇用や高い労働条件を享受する大企業常勤労働者を中心とする「中核」部分と、未熟練で不安定雇用・低い労働条件の下で働くことを余儀なくされた「周辺」部分に分断され、「中核」労働者は少数精銳化していく一方、後者は流動化していく。前者には、高い生産性が要求される代わりに、有利な雇用条件に加えて比較的寛大な企業福祉や、公的福祉制度からの付加給付が与えられる。一方後者には、最低限の公的福祉サービスが保障されるのみである (Gould, 1993; 新川, 1997)。

ティトマス (Titmuss, 1974) は、福祉が経済を支える役割を与えられ、市場の要求に沿うようコントロールされるといった福祉と市場の関係を

産業的業績達成モデル (the industrial achievement-performance model) と呼び、残余的福祉モデル (the residual welfare model) と区別した。産業的業績達成モデルにおいて社会福祉制度は、経済の従属物として定義され、社会的ニーズは、個人の業績、勤務状態、生産性に基づいて充足される (Titmuss, 1974, p. 31)。周知通りティトマスはこうした福祉のあり方に批判的であり、例えば企業福祉は人々の忠誠心を分裂させたり特權的意識を増長させ、また社会意識を偏狭なものにする恐れがあると指摘し、拡大し多様化した企業福祉は社会政策の諸目的やその統一性と対立することになると警告した (Titmuss, 1958, p. 52)。一方ティトマス (Titmuss, 1974, p. 31) の制度的再分配モデル (the institutional redistributive model) が定義する社会福祉は、残余的福祉モデルや産業的業績達成モデルにおけるそれとは異なり、ニーズに基づいて市場の外側で普遍主義的なサービスを提供する主要な統合的制度であるとされる。こうしたティトマスの分類を用いて言えば、新自由主義的福祉改革は制度的再分配モデルへの支持を掘り崩し残余的福祉モデルを志向するものであると捉えることができる。しかしジェソップ (Jessop, 1994) の議論から類推できる様に、新自由主義的改革はむしろ産業的業績達成モデルの達成を目指しているのかもしれない。直接追求されるのか残余的福祉モデルの次のステージとして捉えられるのかはさておき、産業的業績達成モデルの実現もまた新自由主義福祉改革の重要な政策目標の一つであることは確かであろう。

IV 結論

近年多くの国で実施されている福祉改革は、多元主義的手法を用いて福祉領域における国家の役割を縮小することを目指している。そこでは福祉の分野における経済効率が優先され、利用者間の不平等は拡大される。新自由主義イデオロギーに依拠した政治システムの下では、国家責任の残余化と国家権限の増大を同時に達成するための主要

戦略として福祉の民営化政策が実施されている。また資本主義メカニズムに適合的な福祉システムを構築するため、シェンペーター勤労国家が描く福祉と市場の関係の中で産業的業績達成モデルの構築が模索されている。福祉制度は市場活動を支援する様デザインされ、企業競争力の強化に利用されようとしているのである。ただし多元主義的改革には、こうした新自由主義的手法とは相反する原理に基づく少なくとももう一つのアプローチがある。すなわち利用者主体の福祉多元主義は、公的サービスの官僚主義的・権威主義的性格を改善し福祉制度の地方分権化を進めることで、より民主的な福祉の在り方を追求しようとするものである。

利用者主体の福祉制度を構築するためには、福祉サービスの供給システムや管理・運営方式を、権限付与モデルに沿って再編成する必要がある。権限付与モデルの導入は官僚主義モデルからの脱却を意味し、それはまた、供給者本位に陥りがちな消費者主義モデルとは異なる手段を選択することでもある。利用者主体の多元主義アプローチは、既存制度の仕組みと組織原理の双方に変更を加えようとするが、さしあたり次の三点についての取り組みが急務となろう。(1) サービス利用者の「権利」を保障するための制度を作り上げること。(2) 公的セクターの役割は、「縮小」するのではなく「変化」するべきであるとの認識に立ち、その役割を再定義すること。(3) 新しいサービスシステムの核として、また、利用者主体の福祉システムづくりへの政治的コンセンサスを引き出す圧力団体として、ボランタリーセクターの機能と役割を見直すこと。

本稿では、福祉多元主義を代表する二大アプローチができるだけ包括的に論じ、その相違点を浮き彫りにすることに注意を払ってきたこともあり、これら三つのテーマをはじめ、利用者主体の福祉多元主義アプローチという広範なテーマに含まれる様々な論点については充分に論及することができなかった。利用者主体アプローチの具体例の検証や今後の方向性を考察することは有意義な研究課題であろうが、そのためには別稿を用意しなけ

ればならない。ここでは、上記テーマに関する検討を加えるべきいくつかの課題を指摘することで、本稿のまとめにかえたい。

(1) 利用者の「権利」の保障。利用者主体アプローチは、サービスの受け手であった利用者が、ニーズの査定レベルにとどまらず、サービスの企画・運営・管理にも参加することができるよう、サービスシステムの原理と構造を変更しようと/orする。サービスの水準が適切であり、利用者の人権が守られていることはもちろん、「参加」もまた利用者の「権利」として理解される。利用者主体の福祉システムには、利用者が「権利」を主張(advocate)するための仕組みが組み込まれていなければならないが、福祉サービス利用者の中には、知識や情報の欠如、あるいは身体的・精神的諸条件により、自ら「権利」を主張することのできない人々が少なからず存在する。それゆえ権利申し立ての制度には、そうした人々に助言し権利の主張を代行する機能が備えられていなければならないのである。

(2) 公的セクターの役割。利用者主体アプローチは、官僚主義的な既存福祉システムの欠陥を改善するために、サービス供給の多元化や分権化を推進する。しかしながら公的セクターの責任や役割が、単純に縮小すると考えるべきではない。利用者主体アプローチは福祉支出の削減を目的とする訳ではなく、安上がりな政策オプションでもない。積極的な財政支援なくしては、実施が危ぶまれるサービスも数多く開発されるであろう。それゆえ福祉財源としての公的セクターの役割は、利用者主体のシステムづくりの過程でむしろ拡大するかもしれない。加えて公的セクターは、サービス水準の設定や供給システムを管理・規制する主体として、あるいはそれらの枠組み作りに関しては少なくとも、引き続き大きな責任を負わなければならない。例えば、福祉システムの多元化に伴い、サービス供給面における公的セクターの役割が減じられたとしても、サービス供給の「公正さ」を確保し利用者のプライバシーを保護することに、公的セクターが無責任になってよい訳ではない。また、利用者主体アプローチの導入によ

ってサービスの形態や水準に地域間格差が生じる恐れがあるが、最も効率的にその格差を是正しめるのも公的セクターであろう。利用者参加を推進するには、業務や意思決定を利用者と分担することが当然のことと理解されるまでに、第一線でサービスに携わるスタッフの認識や態度を変えていかなければならない。新しい考えに基づくスタッフの養成と再教育が必要となろうが、その実施者として、あるいはまたスタッフ養成と再教育のマニュアル作成者として、公的セクターは重要である。このように福祉活動の財政面のみならず規制的側面においても、公的セクターの果たすべき役割は小さくない。多元化や分権化を推進しつつ、サービスシステムの財政面や規制面における役割を質的に転換させていくことが、公的セクターには求められている。

(3) ヴォランタリーセクターの役割。利用者主体アプローチは、市場メカニズムに大きく依存することなく、新しい福祉システムを構築しようとする。また、伝統的な家族・近隣関係の復活を前提に、新たなサービスを作ろうとするのでもない。そこでクローズアップされるのが、ヴォランタリーセクターの活動である。NGO・NPOをはじめ、様々なヴォランタリー組織の先駆的な試みは、利用者主体の福祉システムの形成にとって極めて重要であり、それらの集積がシステムの実態を作り上げていくといつても過言ではなかろう。ただしその一方で利用者主体アプローチの実施は、上でも触れたように、公的セクター(すなわち政策当局)の同意とその実現に向けた積極的な取り組みが前提条件となる。政策当局から利用者主体アプローチを導入することへの意思決定を引き出すには、サービス利用者の「草の根レベル」からの要求が重要であることは言うまでもないが、組織化された政治的圧力が必要となる場合もある。ヴォランタリーセクターは、サービス利用者の要求を集約し、それを政策過程に反映させる潜在能力を有している。

利用者主体アプローチに基づく福祉サービスの多元化は、公的セクターの直接供給を減らし、ヴォランタリーセクターの比重を増大させる。財政

基盤が脆弱であること、サービスの信頼性が必ずしも高くなくその水準にはばらつきがあること、さらには特定のグループを排除する傾向があることなどがしばしばヴォランタリーセクターの欠点として指摘されてきたが(Brenton, 1985; Evers, 1993; Johnson, 1993)，これらの欠点は、積極的な財政援助やサービスの改善に向けた指導や誘導によって補うことができる。換言すれば、新しいシステムの核としてヴォランタリーセクターを位置づけるためには、公的セクターの財政面および規制面における関与が必要であるといえる。ただし公的セクターの関与は、官僚主義的慣行を伴ってはならない。利用者主体の福祉システム構築に向けた政治的圧力の形成と、ミクロレベルにおける利用者の「権利」を擁護するためのシステムづくりは、新しいシステムに官僚主義的弊害が及ぶことを防ぐ。これらは主としてヴォランタリーセクターの組織と活動を通してすすめられることになろう。公的セクターとヴォランタリーセクターはサービス供給面のみならず、互いの欠点を補うことができるという意味においても相互補完的であり、このことは、利用者主体の福祉多元主義アプローチを展開する上で重要なポイントの一つとなろう。

付 記

本稿は筆者が1997年5月、英国シェフィールド大学に提出した博士論文、The Welfare Mix in the Care of Older People in Japan(ウェルフェアミックス理論、福祉国家理論、政治学理論を用いて福祉システムを規定する経済・社会・政治的要因の分析を行い、上記分析枠組みを用いて高齢者介護及び医療領域における日本型多元的福祉システムの実態を明らかにすることを試みた)の一部を訳出した後大幅に加筆修正したものである。福祉多元主義の動向を理解するためには本稿で検討したテーマに加え、ウェルフェアミックス論の検討(ウェルフェアミックスの概念規定や公的セクター・ヴォランタリーセクター・市場セクター・インフォーマルセクターに代表される福祉活動主体の分析等)も合わせて行われるべきであり、

これに相当する部分は既に訳出・再構成を終えているが、紙幅の都合上本稿からは分離せざるを得なかった。ウェルフェアミックス論に関する考察は独立した論文として別の機会に発表したい。本稿を作成するにあたって、関西学院大学経済学部池田信教授および大谷強教授より有益なコメントを頂いた。記して感謝申し上げたい。

(平成10年6月投稿受理)

参考文献

- Alber, J. (1988) 'Continuity and Changes in the Idea of the Welfare State' in *Politics and Society*, 16 (4), pp. 451-68.
- Allen, I. (1983) *Short Stay Residential Care for the Elderly*, London: Policy Studies Institute.
- Bayley, M. (1980) 'Neighbourhood Care and Community Care: A Response to Philip Abrams' in *Social Work Service*, (26), pp. 4-9.
- Beresford, P. (1988) 'Consumer Views: Data Collection or Democracy?' in I. Allen (Ed.) *Hearing the Voice of the Consumer*, London: Policy Studies Institute.
- Brenton, M. (1985) *The Voluntary Sector in British Social Services*, London: Longman.
- Chiu, W. S. (1991) *The Family Care of Chinese Older People: A Study of the Chinese Communities in London and Hong Kong*, PhD Thesis, Sheffield: University of Sheffield.
- Clarke, J. (1995) *The Problem of the State after the Welfare State*, a paper given at the Social Policy Association Conference, Sheffield: Sheffield Hallam University.
- Clarke, J. and J. Newman (1997) *The Managerial State*, London: Sage.
- Esping-Andersen, G. (1990) *The Three World of Welfare Capitalism*, Cambridge: Polity Press.
- Evers, A. (1993) 'The Welfare Mix Approach: Understanding the Pluralism of Welfare Systems' in A. Evers and I. Svetlik (Eds.) *Balancing Pluralism: New Welfare Mixes in Care for the Elderly*, Hants: Avebury.
- Evers, A. and H. Wintersberger (1988) 'Main Findings and Common Orientations in the National Report', in A. Evers and H. Wintersberger (Eds.) *Shifts in the Welfare Mix-Their Impact on Work, Social Services and Welfare Policies-Contributions from Nine European Countries in a Comparative Perspective*, Vienna: European Centre for Social Welfare Training and Research.
- Fitzgerald, T. (1983) 'The New Right and the Family' in M. Loney, D. Boswell and J. Clarke (Eds.) *Social Policy & Social Welfare*, Milton Keynes: Open University Press.
- Forder, J., M. Knapp and G. Wistow (1996) 'Competition in the Mixed Economy of Care' in *Journal of Social Policy*, 25 (2), pp. 201-21.
- Gilbert, N. (1983) *Capitalism and the Welfare State*, London: Allen & Unwin.
- Gladstone, F. J. (1979) *Voluntary Action in a Changing World*, London: Bedford Square Press.
- Glennerster, H. and J. Le Grand (1994) *The Development of Quasi-markets in Welfare Provision*, a paper given at Quasi-market Research Seminar, London: LSE.
- Gould, A. (1993) *Capitalist Welfare Systems: A Comparison of Japan, Britain and Sweden*, London: Longman.
- Griffiths, R. (1988) *Community Care: Agenda for Action: A Report to the Secretary of State for Social Services by Sir Roy Griffiths*, London: HMSO.
- Hadley, R. and S. Hatch (1981) *Social Welfare and the Failure of the State*, London: Allen & Unwin.
- Hatch, S. and I. Mocroft (1983) *Components of Welfare*, London, Bedford Square Press.
- 堀勝洋 (1987) 『福祉改革の戦略的課題』 東京: 中央法規出版.
- Jessop, B. (1994) 'Towards a Post Fordist Welfare State? The Restructuring of Britain, Social Policy and the Future of Welfare' in R. Burrows and B. Loader (Eds.) *Towards a Post-Fordist Welfare State?*, London: Routledge.
- Johnson, N. (1987) *The Welfare State in Transition: the Theory and Practice of Welfare Pluralism*, Brighton: Wheatsheaf.
- Johnson, N. (1993) 'Welfare Pluralism: Opportunities and Risks' in A. Evers and I. Svetlik (Eds.) *Balancing Pluralism: New Welfare Mixes in Care for the Elderly*, Hants: Avebury.
- Judge, K. and J. Matthew (1980) *Charging for Social Care: A Study of Consumer Charges and the Personal Social Services*, London: Allen & Unwin.
- Korpi, W. (1983) *The Democratic Class Structure*, London: Routledge & Kegan Paul.
- Miller, S. M. (1988) 'Evolving Welfare State Mixes', in A. Evers and H. Wintersberger (Eds.) *Shifts in the Welfare Mix-Their Impact on Work, Social Services and Welfare Policies-Contributions from Nine European Countries in*

- a Comparative Perspective, Vienna: European Centre for Social Welfare Training and Research.
- Minford, P. (1991) 'The Role of the Social Services: A View from the New Right' in M. Loney, R. Bocock, J. Clarke, A. Cochrane, P. Graham and M. Wilson (Eds.) *The State or the Market: Politics and Welfare in Contemporary Britain (Second Edition)*, London: Sage Publications with the Open University.
- Mishra, R. (1981) *Society and Social Policy*, London: Macmillan.
- 大野吉輝 (1994) 「社会福祉の財源政策」社会保障研究所編『社会保障の財源政策』東京: 東京大学出版会。
- Parker, R. A. (1980) 'Policies, Presumption and Prospects in Charging for the Social Services', in K. Judge (Ed.) *Pricing the Social Services*, London: Macmillan.
- Pierson, C. (1991) *Beyond the Welfare State? The New Political Economy of Welfare*, Cambridge: Polity Press.
- Pijl, M. (1994) 'When Private Care Goes Public. An Analysis of Concepts and Principles Concerning Payment for Care' in A. Evers, M. Pijl and C. Ungerson (Eds.) *Payments for Care: A Comparative Overview*, Hants: Avebury.
- Pinker, R. (1992) 'Making Sense of the Mixes Economy of Welfare' in *Social Policy & Administration*, 26 (4), pp. 273-84.
- Seldon, A. (1985) 'The Idea of the Welfare State and Its Consequences' in S. N. Eisenstadt and O. Ahimier (Eds.) *The Welfare State and Its Aftermath*, London: Croom Helm.
- 新川敏光 (1997) 「日本: 日本型福祉の終焉?」岡沢憲夫・宮本太郎編『比較福祉国家論: 揺らぎとオルタナティブ』東京: 法律文化社。
- Sinclair, I., R. Parker, D. Leat and J. Williams (1990) *Kaleidoscope of Care: A Review of Research on Welfare Provision for Elderly People*, London: HMSO.
- Svetlik, I. (1993) 'Regulation of the Plural and Mixed Welfare System' in A. Evers and I. Svetlik (Eds.) *Balancing Pluralism: New Welfare Mixes in Care for the Elderly*, Hants: Avebury.
- Taylor-Gooby, P. and E. Papadakis (1987) *The Private Provision of Public Welfare, State, Market and Community*, Brighton: Wheatsheaf.
- Titmuss, R. (1958) *Essays on 'the Welfare State'*, London: George Allen & Unwin.
- Titmuss, R. (1974) *Social Policy: an Introduction*, London: George Allen & Unwin.
- Twigg, J. and K. Atkin (1991) *Evaluating Support to Informal Carers*, York: University of York.
- Walker, A. (1984) 'The Political Economy of Privatisation' in J. Le Grand and R. Robinson (Eds.) *Privatisation and the Welfare State*, London: George Allen & Unwin.
- Walker, A. (1990) 'The Economic "Burden" of Ageing and the Prospect of Intergenerational Conflict', *Ageing and Society*, 10, pp. 377-90.
- Walker, A. (1991) 'The Relationship Between the Family and the State in the Care of Older People', *Canadian Journal on Aging*, 10 (2), pp. 94-112.
- Walker, A. (1992) *Community Care in Western Europe and the New Challenges Facing All Service Providers*, a paper presented at a public lecture, Hong Kong: University of Hong Kong.
- Walker, A. (1993) 'Under New Management: The Changing Role of the State in the Care of Older People in the United Kingdom' in S. A. Bass and R. Morris (Ed.) *International Perspective on State and Family Support for the Elderly*, London: Haworth Press.
- Walker, A. (1995) *European Welfare State in Transition: The Changing Welfare Mix in the Care of Older People*, a paper presented at a public lecture, Kakogawa: Hyogo University.
- Webb, A. and G. Wistow (1987) *Social Work, Social Care and Social Planning: The Personal Social Services Since Seebohm*, London: Longman.
- Wenger, C. (1984) *The Supportive Network*, London: Allen & Unwin.
- Whittaker, J. and J. Garbarino (Eds.) (1983) *Social Support Network*, New York: Aldine.
- Wong, C. K. (1991) *Ideology, Welfare Mix and the Production of Welfare: A Comparative Study of Child Day Care Policies in Britain and Hong Kong*, PhD Thesis, Sheffield: University of Sheffield.
- Yu, W. K. (1994) *The Response of the Hong Kong Government to the Decommodifying Effect of Public Housing Services—A Study of Public Housing Programme in Hong Kong From 1950 to 1990*, PhD Thesis, Sheffield: University of Sheffield.
 (こうの・まこと 兵庫大学附属研究所助教授)